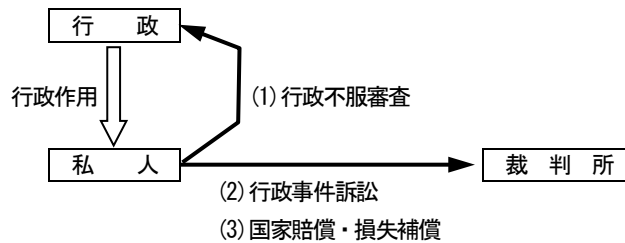


## 第4編 行政救済法

### 第1章 行政救済法総説



#### 第1節 行政争訟

##### 1 行政不服審査（行政不服申立て）

行政庁の処分その他公権力の行使にあたる行為または不作為に対して不服のある者が、**行政庁に対して**不服を申し立て、当該処分等の違法性や不当性を審査させ、その是正・排除を請求する手続きのことである。行政不服審査法によって制度全体が規律されている。

##### 2 行政事件訴訟

行政庁による違法な行政作用により権利利益が侵害された場合に、私人の側から**裁判所に訴えを提起して**、その作為・不作為の排除を求める訴訟手続。

#### ＜行政不服申立てと行政事件訴訟（取消訴訟）の比較＞

行政不服審査	長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政上の不服申立は行政内部での再度考慮であるため、行政訴訟と異なって“違法”だけでなく、裁量の“<b>不当</b>”についても判断でき、行政事件訴訟と比較して審査対象が拡大されている。</li> <li>裁判所による正式の訴訟ではないことから、複雑な訴訟手続きが省かれ、また、<b>書面審理</b>を原則とする“<b>簡易迅速な手続</b>”に基づいて行われることによって、<b>早期に私人の権利・利益の救済を図りうる。</b></li> </ul>
	短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政庁が判断するため、裁判所による救済と比べてやや第三者性に欠け、判断の中立・公平性・客観性や、権利救済の確実性に不安がある。</li> <li>→ ただし、この点は、行政不服審査法の改正に伴って、“<b>審理員制度</b>”を導入し、第三者性が旧法に比べ向上している。</li> </ul>
行政事件訴訟	長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関から独立した裁判所による判断を受けことができ、<b>中立・公平性・客観性</b>が保たれる。</li> <li><b>口頭審理主義</b>を採用し、<b>慎重・丁寧</b>な判断が行われている。</li> </ul>
	短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間と費用がかかる。</li> <li>“違法”の判断しかできない。</li> </ul>

### 3 行政不服審査と行政事件訴訟との関係（行政事件訴訟法 8 条）

#### 行政事件訴訟法 第 8 条（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

- 1 項： 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 項： 前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。
  - 一 審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
  - 二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - 三 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 項： 第 1 項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで（審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

#### (1) 自由選択主義

**行政不服申立てと行政事件訴訟の提起は原則としていずれを選択するのも自由である**（行政事件訴訟法 8 条 1 項本文）。もっとも、例外的に不服申立てを経た後でなければ、訴訟を提起することができない場合がある（不服申立前置主義：審査請求前置主義／行政事件訴訟法 8 条 1 項但書）

#### (2) 行政不服審査と行政事件訴訟の提起は同時提起も可能である。

## 第 2 節 国家補償

### 1 国家賠償

**違法**な行政活動による私人の損害を、国家が金銭的に見積もって補填する制度。国家賠償法が制度全体を規律している。

### 2 損失補償

**適法**な公権力の行使によって加えられた財産上の特別な犠牲に対して、財産的補填を行う制度。なお、損失補償を規律する一般法は存在せず、憲法 29 条 3 項などが規律している。